介護事業場向け説明事項（伊勢労働基準監督署）

０　初めに

今回の集団指導につきましてはオンラインでの資料配布となったため、リーフレットを配布させていただき、この資料で簡単に説明させていただきます。

介護事業場に関し、安全衛生に関しての大きな法改正はこの一年間ありませんでした。一方で労務管理については、令和５年４月から月 60 時間を超える時間外労働に対する割増賃金率が、すべての事業主について 25%から 50%に引き上げられるという大きな変更がありました。

そのため、今年の説明資料としては、安全衛生に関しては常に問題となっている転倒災害防止に関しての資料を、労務管理については割増賃金の引き上げに関しての資料を入れさせていただきました。

そのほか、新型コロナウイルスが令和５年５月８日から５類となっていますが、監督署関係では大きな変更はありません。労災保険については、医師の証明を一部代用できていたものができなくなったことが変更点として挙げられますが、５類となったことで労災に出来ないなどの変更はありません。

１　職場での転倒防止について（P1～P14）

(P1～P4)介護事業場における職場での転倒災害は、伊勢労働基準監督署管内においても多数発生しています。P1 は昨年の労働災害発生状況、P2 はそれを災害の型別に分類したものですが、社会福祉施設は災害発生数が多い業種であり、その中でも転倒災害はトップの類型となります。これは P3～P4 の今年の災害発生状況においても変わりません。

（P5）転倒災害について、今までの災害事例からわかることは

①滑りやすいなどの危険な箇所で転倒が発生することもあるが、何もないところで躓くなどの災害も発生していること

②被災者の大半が 40 台以上の女性であること

③報告の対象となる休業 4 日以上の災害のうち、転倒災害の場合約 7 割が骨折に至っていること。

④休業 4 日以上の転倒災害の平均休業見込みは 44 日であること

です。転倒災害というと、軽い災害に思えますが、その実態は非常に重篤であり、一生残る障害が残ることも珍しくありません。

この転倒災害を防止するための対策にはいくつか方法があります。例えば、何もないところで躓く災害の対策としては、体力チェックや体操などによる体力維持が重要です。

（P6～P7）ほかには転倒防止の靴も重要です。滑りにくさだけでなく、重さやつま先の高さなども重要であり、適切なつま先の高さを確保することで、平ら

な面のわずかな引っ掛かりに躓くことを効果的に防止できます。

（P8～P11）また、当然手すり等の設置も重要です。こういった転倒防止の取り組みには、「エイジフレンドリー補助金」が使用できる場合がありますので是非ご検討ください。なお、申請期間は10月末ですが、例年予算限度で8月ごろには募集停止になっておりますので、お気をつけ願います。

（P12～13）ほか、対策を検討するために「安全衛生サポート事業」利用も検討ください。

そのほか、伊勢労働基準監督署では、転倒・腰痛予防の体操動画を、地域のサッカークラブであるFC.ISE-SHIMA と連携し、作成していますので、ぜひ事業場での転倒・腰痛防止に取り入れていただくようお願いいたします。

動画はこちらから
「FC.ISE-SHIMA 公式 YouTube」
https://www.youtube.com/
@fc.ise-shima8525

２　割増賃金に関する法改正について（P14～P17）

以前から大企業に対しては、月60時間を超える時間外労働の割増賃金を50%に引き上げる改正労働基準法が適用されていました。

この法令は中小企業に対しては適用猶予となっていましたが、猶予期限が来たため、令和５年４月１日からはすべての事業場が、月60時間を超える時間外労働について50%の割増賃金（いわゆる残業代）を支払う必要があります。

原則としてはそもそもの時間外労働等を減らしていただくことを求めさせていただいておりますが、もし月60時間を超える時間外労働があった場合は、確実に割増賃金の支払いを行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。